求職活動等に関する申立書

愛川町長　あて

【教育・保育給付認定の場合】

保育所等施設の利用申込み（または継続利用）にあたり、現在以下のとおり求職活動等をしており、保育所等施設への入所・入園月から翌々月の５日まで（例：４月入所の場合→６月５日まで）、または前職退職日から２ヶ月以内（例：４月３０日退職の場合→６月３０日まで）に、就労（１日４時間以上かつ月１６日以上）し、就労証明書を提出することを確約します。なお、入所・入園月から翌々月の５日まで（または前職退職日から２ヶ月以内）に就労せず、就労証明書を提出しない場合は、入所月翌々月末で退所・退園することに異議を申し立てることはありません。

【施設等利用給付認定の場合】

施設利用にあたり、現在以下のとおり求職活動等をしており、施設等利用給付認定期間中に就労し、就労証明書を提出することを確約します。なお、施設等利用給付認定期間中に就労せず、就労証明書を提出しない場合は、認定を取り消されても異議を申し立てることはありません。

①　現在の活動状況について（該当するものにチェックをつけてください）

☐利用開始後、求職活動を行う予定である
（新聞広告やインターネット等で求人情報を収集しているのみの場合を含む）

☐ 求職活動を行なっている
（次のうちから主なものを１つだけチェックをつけてください）

☐ハローワークに行っている
☐新聞広告やインターネット等で求人情報に応募し、面接を受けている
☐その他（　　）

②　入所保留となった場合について（※教育・保育給付認定を申請の方のみ）

☐ 入所保留後も求職活動も継続する
☐ 入所保留となった場合は、求職活動を休止する

上記のとおり、相違ありません。

令和　　年　　月　　日　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保育所等申込・利用）児童名	生　年　月　日	（第１希望・利用）施設名
	年　　月　　日	申込　・　在籍
	年　　月　　日	申込　・　在籍
	年　　月　　日	申込　・　在籍